

第 1 興 行 場

興行場数施設の種類の種類・許可件数別年次推移

区分 年次	常設の興行場数（年末現在）				営業許可件数（年中）	
	小計	映画館	スポーツ施設	その他	常設の興行場	仮設の興行場
昭和45年	5,910	4,480	283	1,147	358	968
50	4,589	2,996	301	1,292	361	867
55	4,505	2,696	314	1,495	266	742
60	4,532	2,451	312	1,769	298	664
平成元年	4,506	2,220	324	1,962	270	576
2	4,478	2,128	327	2,023	232	605
3	4,452	2,057	331	2,064	216	513
4	4,488	2,015	345	2,128	222	442
5	4,587	2,010	350	2,227	262	492
6	4,686	1,993	352	2,341	285	485
7	4,763	1,950	363	2,450	238	405
8	4,873	1,943	368	2,562	256	449
9年度	4,935	1,908	370	2,657	241	336
10年度	5,024	1,938	383	2,703	301	309
11年度	5,092	1,984	379	2,729	208	292
12年度	5,179	2,024	396	2,759	280	286
13年度	5,160	1,976	405	2,779	214	278
14年度	5,113	1,920	404	2,789	204	222
15年度	5,032	1,822	401	2,809	194	256
16年度	5,063	1,860	397	2,806	237	245
17年度	5,034	1,839	387	2,808	237	240
18年度	5,001	1,815	384	2,802	229	259
19年度	4,987	1,761	392	2,834	189	218
20年度	4,959	1,750	401	2,808	194	205
21年度	4,921	1,702	394	2,825	145	208
22年度*	4,849	1,654	373	2,822	155	206
23年度	4,855	1,602	382	2,871	125	206
24年度	4,806	1,539	373	2,894	131	208
25年度	4,782	1,524	364	2,894	129	251
26年度	4,745	1,496	360	2,889	115	258
27年度	4,785	1,490	355	2,940	159	242
28年度	4,747	1,448	356	2,943	142	255
29年度	4,760	1,475	357	2,928	128	279
30年度	4,776	1,468	360	2,948	116	257
令和元年度	4,814	1,451	373	2,990	163	238
2年度	4,802	1,467	373	2,962	144	60
3年度	4,809	1,464	378	2,967	97	126

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1 施設数

令和4年3月末現在の興行場数は4,809施設で、前年度比0.1%の増加であった。うち、映画館は1,464で前年より3館減少している。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成28年に287施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 映画館の経営主体は株式会社が多く、96.5%となっている。専業は65.5%となっている。
- ② 経営者の年齢は60代が29.6%で、「後継者がいる」と回答しているのは、31.0%となっている。
- ③ 1施設当たりの平均従業者数は「男」が17.8人で、「女」が23.7人となっている。
- ④ 1施設当たりの土地の平均面積は2,015.0㎡、建物の床平均面積は3094.6㎡、平均スクリーン数は6.8スクリーン、平均客席数は1261.5席、観覧席の平均面積は1,194.2㎡となっている。
- ⑤ パソコンの導入は90.9%で、うち、「帳簿等の経営収支の計算に利用している」という回答が77.0%となっている。
- ⑥ 経営上の問題点は、「人件費の上昇」が49.8%と最も多く、次いで「人手不足・求人難」44.9%、「施設・設備の老朽化」35.2%となっている。
- ⑦ ごみ減量化・リサイクル実施状況は、「実施している」が84.0%で、取組の種類は「ごみの分別をしている」が95.4%となっている。
- ⑧ サービスの実施状況は、「割引券や特定日等の価格サービスをしている」が80.1%、次いで「ポイントカード等のサービスをしている」が76.0%となっている。
- ⑨ 地域との共生の状況は、「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加している」26.1%、「祭りやイベント等商店街の共同事業に参加している」23.3%、「子育て支援、福祉サービスに協力している」9.1%となっている。

3 経営の動向等

- ① 昭和33年に最盛期を迎えていた映画産業だが、テレビの普及、その後に続くレンタルビデオの普及やシネコンの進出で特に単独館の閉館が相次ぎ、映画館数は減少を続けている。また作品のデジタル化の進歩により、映画館は次々と4DXやアイマックス等の新たな設備の導入が必要となっているが、単独館などでは対応が厳しい現状が続いている。
- ② 映画館として生き残るために、利用者が望む映画を快適な環境で鑑賞できるような魅力的な施設作りを進めると共に、飲食等の充実や、映画鑑賞後の交流会など付随的なサービスの提供も、改善に努めなくてはならない。
- ③ 映画館をより多く活用して貰う為の取組として、顧客層に応じた対応が必要であり、サービス料金での提供や、時間帯に応じた作品の上映など、それぞれのこだわりを持って上映作品を選定していく必要がある。また映画上映だけに限らず、歌舞伎・コンサート・演劇・スポーツ等を大画面のスクリーンに写し提供する手法もあげられる。最近では映画館としての利用だけに限らず、講演・結婚式など多様な目的で有効に活用している映画館もあり、映画館の役割を広くアピールし、若年組の新規顧客の開拓やリピーターの獲得にも繋げていく事が必要となっている。

第2 ホテル・旅館

ホテル、旅館 施設数、客室数年次推移

区分 年次	ホ テ ル 営 業			旅 館 営 業			簡易宿所	下宿営業
	施設数	客 室 数	1施設当たり 客室数	施設数	客 室 数	1施設当たり 客室数	施設数	施設数
昭和45年	454	40,652	89.5	77,439	763,091	9.9	19,597	2,453
50	1,149	109,998	95.7	82,456	902,882	11.9	25,733	2,758
55	2,039	178,074	87.3	83,226	964,063	12.6	28,530	3,019
60	3,332	267,397	80.3	80,996	1,022,005	12.6	28,417	2,934
平成元年	4,970	369,011	74.2	77,269	1,024,287	13.3	27,104	2,728
2	5,374	397,346	73.9	75,952	1,014,765	13.4	26,818	2,566
3	5,837	422,211	72.3	74,889	1,015,959	13.6	26,455	2,399
4	6,231	452,625	72.6	73,899	1,018,221	13.8	26,256	2,280
5	6,633	485,658	73.2	73,033	1,010,072	13.8	26,143	2,223
6	6,923	515,207	74.4	72,325	1,004,790	13.9	26,094	2,183
7	7,174	537,401	74.9	71,556	1,002,652	14.0	25,872	2,139
8	7,412	556,748	75.1	70,393	1,002,024	14.2	25,571	2,097
9年度	7,769	582,564	75.0	68,982	982,228	14.2	25,324	1,971
10年度	7,944	595,839	75.0	67,891	974,036	14.3	25,150	1,869
11年度	8,110	612,581	75.5	66,766	967,645	14.5	24,778	1,840
12年度	8,220	622,175	75.7	64,831	949,956	14.7	24,354	1,771
13年度	8,363	637,850	76.3	63,388	934,377	14.7	23,883	1,633
14年度	8,518	649,225	76.2	61,583	915,464	14.9	23,268	1,539
15年度	8,686	664,460	76.5	59,754	898,407	15.0	22,931	1,373
16年度	8,811	681,025	77.3	58,003	870,851	15.0	22,475	1,054
17年度	8,990	698,378	77.7	55,567	850,071	15.3	22,396	974
18年度	9,180	721,903	78.6	54,107	843,197	15.6	22,590	941
19年度	9,442	766,297	81.2	52,295	822,568	15.7	22,900	929
20年度	9,603	780,505	81.3	50,846	807,697	15.9	23,050	912
21年度	9,688	798,070	82.4	48,966	791,893	16.2	23,429	869
22年度*	9,710	803,248	82.7	46,906	764,316	16.3	23,719	752
23年度	9,863	814,355	82.6	46,196	761,448	16.5	24,506	839
24年度	9,796	814,984	83.2	44,744	740,977	16.6	25,071	801
25年度	9,809	827,211	84.3	43,363	735,271	17.0	25,560	787
26年度	9,879	834,588	84.5	41,899	710,019	16.9	26,349	771
27年度	9,967	846,332	84.9	40,661	701,656	17.3	27,169	722
28年度	10,101	869,810	86.1	39,489	691,962	17.5	29,559	693
29年度	10,402	907,500	87.2	38,622	688,342	17.8	32,451	675
30年度	49,502	1,646,065	33.3				35,452	663
令和元年度	51,004	1,707,078	33.5				37,308	671
2年度	50,703	1,739,124	34.3				37,847	609
3年度	50,523	1,757,557	34.8				38,593	599

注：1 平成8年までは各年12月末現在、平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

3 平成30年度に旅館法改正があり、ホテルと旅館の区分けがなくなっている。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1 施設数

令和4年3月末現在の旅館業の営業許可施設数は89,715施設であり、前年度より556施設の増加となっている。

うち、ホテル・旅館営業施設数は50,523施設、簡易宿所数は38,593施設、下宿営業施設数は599施設となっている。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成28年に436施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 旅館業のうち旅館は25.7%が「個人経営」、70.5%が「株式会社」となっているが、ホテルは「株式会社」が88.7%、簡易宿所は「個人経営」が58.6%となっている。
- ② 経営者の年齢はいずれも50歳以上が8割以上となっており、「後継者がいる」と回答している施設は旅館業全体で58.9%となっている。
- ③ 1施設当たりの平均従業者数は「男」11.4人で、「女」が15.4人となっている。
- ④ 1施設当たりの土地の平均面積は8,874㎡、建物の床平均面積は3,275.6㎡、平均客室数は28.0室、平均収容定員数は108人となっている。
- ⑤ パソコンの導入は84.4%で、うち、「ホームページの作成」という回答が85.1%となっている。
- ⑥ 経営上の問題点は、「施設・設備の老朽化」が64.9%と最も多く、次いで「客数の減少」50.7%、「人手不足・求人難」43.8%となっている。
- ⑦ サービス等は「高齢者・子供用等メニューの工夫」33.9%、「高齢者・子供用等宿泊プランの工夫」27.3%、「割引券・特定日等の価格サービスをしている」21.3%となっている。
- ⑧ 地域との共生の状況は、「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加している」76.8%、「祭りやイベント等商店街の共同事業に参加している」58.0%、「地域の観光等の情報を発信している」53.7%となっている。

3 経営の動向等

- ① 温泉・名所旧跡など観光資源とその有効な活用が旅館の競争力を決定する大きな要素になりつつある。自社の立地している観光資源の取り組みによって、その地域・施設ならではの付加価値・満足度の向上を図るなど、観光資源の活用によって差別化を図り、競争力高めることが必要である。地域が一体となって観光資源を活用し、それに合わせた設備・サービスによって、その地域を訪れる観光客のニーズを充足できるかが重要である。
- ② 旅館業は、建物の償却に長期間を要する産業であるが、この間に自社がターゲットとする消費者のニーズと設備に差異が生じる可能性がある。将来のニーズを的確に予想することはほとんど不可能なことであるが、老朽化に対応するだけでなく、変化していくニーズを積極的に取り込むための設備投資が不可欠である。
- ③ 旅館業における宿泊客の主流は、家族等を主体とする少人数グループになりつつある。そのため、観光ホテル・旅館の1部屋当たりの宿泊人数が減少しており、客室稼働率は低下し、収益の圧迫要因となっている。また、訪日外国人旅行者向けの「インバウンド事業」が盛況であるが、集客アップのためには、多様なニーズに対応できるサービスメニューの充実と顧客データの管理活用、情報発信やITの活用が求められる。

第3 公衆浴場

公衆浴場数年次推移

区分 年次	公 衆 浴 場 (年 末 現 在)											営業許可件 (年 中)	
	総 数	公 営			私 営								
		計	普 通	その他	計	普 通	個室付	ヘルス センター	サウナ 風 呂	スポーツ 施 設	その他		
昭和45年	25,414	878	…	…	24,536	…	788	* 408	…	…	*2,098	1,644	
50	25,613	1,602	…	…	24,011	…	1,230	* 978	…	…	*4,244	1,470	
55	25,320	2,419	524	1,895	22,901	15,172	1,620	593	2,378	…	3,138	1,439	
60	24,864	3,169	531	2,638	21,695	13,256	1,695	783	2,620	…	3,341	1,633	
平成元年	24,755	3,470	504	2,966	21,285	11,724	1,478	1,061	2,934	…	4,088	1,232	
2	24,750	3,612	520	3,092	21,138	11,205	1,428	1,165	2,927	…	4,413	1,288	
3	24,952	3,822	511	3,311	21,130	10,723	1,408	1,246	2,942	…	4,811	1,446	
4	25,057	3,989	520	3,469	21,068	10,263	1,379	1,259	2,929	…	5,238	1,319	
5	25,307	4,218	524	3,694	21,089	9,864	1,363	1,360	2,988	…	5,514	1,242	
6	25,540	4,409	526	3,883	21,131	9,586	1,356	1,480	2,947	…	5,762	1,378	
7	25,790	4,619	524	4,095	21,171	9,217	1,360	1,561	2,921	…	6,112	1,239	
8	26,009	4,844	576	4,268	21,165	8,885	1,341	1,653	2,920	…	6,366	1,481	
9年度	26,377	5,039	574	4,465	21,338	8,446	1,330	1,746	2,742	…	7,074	1,338	
10年度	26,774	5,141	597	4,544	21,603	8,193	1,328	1,911	2,671	…	7,500	1,347	
11年度	26,870	5,239	552	4,687	21,631	7,870	1,320	2,010	2,583	…	7,848	1,176	
12年度	26,732	5,331	547	4,784	21,401	7,570	1,329	2,041	2,433	…	8,028	1,185	
13年度	26,827	5,386	528	4,858	21,441	7,323	1,343	2,086	2,362	…	8,327	1,200	
14年度	26,706	5,323	511	4,812	21,383	7,005	1,343	2,167	2,181	…	8,687	1,313	
15年度	26,831	5,234	507	4,727	21,597	6,817	1,346	2,291	2,140	…	9,003	1,356	
16年度	27,074	5,191	501	4,690	21,883	6,629	1,343	2,287	2,169	…	9,455	1,566	
17年度	27,674	5,083	451	4,632	22,591	6,202	1,364	2,396	2,070	2,650	7,909	2,060	
18年度	28,753	4,981	419	4,562	23,772	5,907	1,340	2,359	2,299	2,958	8,909	2,679	
19年度	28,792	4,868	408	4,460	23,924	5,601	1,367	2,331	2,334	3,090	9,201	1,693	
20年度	28,523	4,762	396	4,366	23,761	5,326	1,406	2,340	2,276	3,241	9,172	1,265	
21年度	28,154	4,590	400	4,190	23,564	5,094	1,358	2,355	2,082	3,238	9,437	1,135	
22年度*	27,653	4,478	405	4,073	23,175	5,044	1,364	2,346	1,975	3,251	9,195	1,012	
23年度	27,557	4,525	401	4,124	23,032	4,788	1,394	2,220	1,883	3,255	9,492	952	
24年度	27,074	4,427	390	4,037	22,647	4,414	1,370	2,337	1,820	3,271	9,435	862	
25年度	26,580	4,386	370	4,016	22,194	4,172	1,384	2,113	1,686	3,337	9,502	865	
26年度	26,221	4,312	354	3,958	21,909	3,939	1,382	2,135	1,620	3,313	9,520	809	
27年度	25,703	4,237	338	3,899	21,466	3,740	1,419	2,192	1,560	3,374	9,181	760	
28年度	25,331	4,154	338	3,816	21,177	3,562	1,432	2,006	1,482	3,417	9,278	716	
29年度	25,121	4,093	332	3,761	21,028	3,397	1,447	1,961	1,459	3,444	9,320	710	
30年度	24,785	4,011	312	3,699	20,774	3,223	1,427	1,900	1,413	3,469	9,342	654	
令和元年度	24,531	3,945	321	3,624	20,586	3,077	1,435	1,873	1,407	3,499	9,295	699	
2年度	23,954	3,821	301	3,520	20,133	2,930	1,416	1,833	1,365	3,473	9,116	651	
3年度	23,790	3,785	305	3,480	19,995	2,815	1,424	1,798	1,420	3,424	9,114	791	

注：1 平成8年までは各年12月末現在。平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降においては「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 普通浴場及びサウナ風呂は昭和52年、スポーツ施設は平成17年度より分類項目を設定した。

3 *昭和51年以前の私営の「ヘルスセンター」及び「その他」の浴場には、公営の営業施設も含まれている。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1 施設数

令和4年3月末日現在の公衆浴場の営業許可施設数は23,780施設である。そのうち、公営と私営の普通浴場を合計したいわゆる一般公衆浴場は3,120施設となり未だに減少している。昭和50年当時では浴場業の74.8%を一般公衆浴場が占めていたが、令和3年度は13.1%となっている。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成29年に一般公衆浴場341施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 一般公衆浴場は、「個人経営」が46.0%と最も多く、次いで「株式会社(有限会社含む)」が41.3%となっている。
- ② 創業年は「50年以上」が50.7%、次いで「10～19年」が17.6%となっている。
- ③ 経営者の年齢は「70歳以上」が39.9%で最も高く、次いで「60～69歳」が30.2%となっており、「後継者がいる」と回答している事業者は47.2%となっている。
- ④ 1施設あたり平均従業者数は8.7人でこのうち臨時雇用者は5.7人となっている。
- ⑤ 1日平均利用者数は、187.1人となっている。
- ⑥ 建物の延べ床面積は「300～499㎡」が22.3%、浴槽数は「4個」が20.8%と最も多くなっている。
- ⑦ 経営上の問題点は、「客数の減少」が69.2%と最も多く、次いで「施設・設備の老朽化」が68.0%となっている。
- ⑧ 経営者が今後の方針として考えているのは、「接客サービスの充実」が30.5%、「施設・設備の改装」が29.0%となっている。

3 経営の動向等

- ① 自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を利用した他の事業への転換などにより、公衆浴場の数は年々減少していることから、浴室を有しない世帯の入浴機会の確保が引き続き求められている。(総務省「平成20年住宅・土地統計調査」によると、住宅の浴室保有率は95.5%)。
- ② 自家風呂の普及に伴い、一般公衆浴場の利用機会は減少傾向にあるが、かつてのコミュニケーションの場として地域支援の拠点として活用する例が各地で見られる。また、訪日外国人旅行者の増加に伴い、日本独自の入浴文化に魅力を感じ、外国人利用者も徐々に増えてきている。
- ③ 駐車場等を有すレジャー型の大型の浴場が郊外に出現し、入浴を楽しむ傾向は依然として続いているが、経営者の高齢化、後継者がいないなど事業継承が困難になっている。

4 公衆浴場に対する助成状況一覧（令和5年度予算ベース）

① 都道府県

（単位：千円）

都道府県名	融 資 制 度 〔貸付金計画 総 額〕	補助金等制度①			その他の 助成制度 ②	計（①＋②）
		利子補給金	施設・設備費 補助金	その他補助金		
北海道	50,000	-	10,010	6,965	14,760	31,735
青森	-	-	3,300	-	-	3,300
岩手	-	-	900	-	-	900
宮城	-	-	137	200	-	337
秋田	-	-	-	-	-	-
山形	-	-	-	-	-	-
福島	-	-	1,100	-	-	1,100
茨城	-	-	-	-	-	-
栃木	-	-	1,200	895	-	2,095
群馬	-	-	1,000	-	-	1,000
埼玉	-	-	6,800	-	-	6,800
千葉	-	-	-	5,750	-	5,750
東京	-	26,664	515,760	82,479	86,595	711,498
神奈川	-	-	34,598	-	-	34,598
新潟	-	-	1,407	1,255	-	2,662
富山	-	-	16,450	-	-	16,450
石川	-	190	6,000	20,400	-	26,590
福井	-	-	3,000	-	-	3,000
山梨	-	-	1,998	400	-	2,398
長野	-	-	3,312	-	-	3,312
岐阜	-	-	5,679	0	-	5,679
静岡	-	-	734	-	-	734
愛知	-	-	12,800	260	-	13,060
三重	-	-	-	-	-	-
滋賀	-	-	-	-	-	-
京都	-	-	6,000	-	-	6,000
大阪	-	0	-	-	-	0
兵庫	-	-	18	-	-	18
奈良	-	-	1,990	387	-	2,377
和歌山	-	-	1,000	-	-	1,000
鳥取	-	-	500	1,250	-	1,750
島根	-	-	-	-	-	-
岡山	-	-	706	1,200	-	1,906
広島	-	563	3,004	-	-	3,567
山口	-	-	834	-	-	834
徳島	-	-	1,780	631	-	2,411
香川	-	-	882	-	-	882
愛媛	-	-	-	-	-	-
高知	-	-	817	-	-	817
福岡	-	-	2,674	10,600	-	13,274
佐賀	-	-	-	300	-	300
長崎	-	-	800	-	-	800
熊本	-	-	-	-	-	-
大分	-	-	73	-	-	73
宮崎	-	-	-	260	-	260
鹿児島	24,000	822	-	-	-	822
沖縄	-	-	-	-	-	-
計	74,000	28,239	647,263	133,232	101,355	910,089

② 市区町村

(単位：千円)

都道府県名	市区町村数	対象浴場数	補助金等制度，融資制度		減免措置実施市区町村数			その他の助成制度実施市区町村数
			※市区町村数	補助金等制度予算額	上水道	下水道	固定資産税	
北海道	64	206	38	77,124	34	32	42	15
青森	21	170	6	6,919	4	4	20	3
岩手	11	9	6	2,370	6	10	10	-
宮城	2	6	2	5,103	2	2	2	1
秋田	3	4	1	520	-	-	2	-
山形	-	-	-	-	-	-	-	-
福島	6	8	6	2,200	5	5	5	3
茨城	1	1	-	-	-	-	1	1
栃木	5	7	3	1,020	3	5	5	-
群馬	6	17	6	3,302	3	4	3	-
埼玉	14	35	11	25,960	11	14	14	11
千葉	14	37	14	50,776	7	9	11	1
東京	41	454	41	3,564,523	41	41	40	38
神奈川	10	123	9	129,565	4	10	9	9
新潟	8	26	6	63,915	7	7	8	-
富山	15	51	12	4,950	7	11	13	3
石川	15	53	15	12,400	7	12	14	2
福井	6	14	6	4,068	0	4	6	2
山梨	4	12	4	6,540	2	3	4	-
長野	10	31	9	19,718	7	8	10	4
岐阜	7	16	7	5,754	2	4	7	-
静岡	8	10	6	1,113	3	5	7	3
愛知	12	71	4	40,578	3	4	8	7
三重	11	23	4	3,154	3	2	6	-
滋賀	5	13	5	10,200	2	3	4	-
京都	7	98	6	16,310	4	5	7	-
大阪	43	400	5	88,772	34	33	29	-
兵庫	17	90	10	20,810	16	17	14	5
奈良	10	16	4	391	7	10	8	1
和歌山	4	19	3	451	2	1	3	1
鳥取	4	6	4	4,392	-	-	2	-
島根	1	1	-	-	1	1	-	-
岡山	3	8	3	9,799	2	2	2	-
広島	14	42	10	10,917	6	8	11	-
山口	4	14	4	5,633	3	4	4	-
徳島	5	13	1	360	3	2	5	-
香川	7	11	6	8,513	4	5	6	4
愛媛	6	21	2	1,860	2	4	6	1
高知	3	7	3	2,901	1	1	3	-
福岡	5	32	3	8,044	3	3	3	-
佐賀	1	1	1	700	1	1	-	-
長崎	3	7	2	5,242	2	2	3	-
熊本	7	42	1	2,765	2	2	7	1
大分	5	85	4	7,930	2	5	4	-
宮崎	2	2	2	260	-	-	2	-
鹿児島	24	226	3	6,908	2	1	11	21
沖縄	1	1	-	-	1	1	-	-
計	475	2,631	298	4,244,730	263	307	381	137

(注)「補助金等制度及び融資制度」欄中「市区町村数」は、当該実施市区町村数であり、「補助金等制度予算額」は、公衆浴場に係る予算措置(補助金，融資)額を計上。

5 公衆浴場入浴料金統制額一覧表

(令和5年10月1日現在)

区分 都道府県	施行年月日	入 浴 料 金 (円)			
		大 人	中 人	小 人	洗 髪
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	令和5年10月1日	490	150	80	0
	令和5年4月10日	480	170	80	0
	令和2年4月1日	480	170	80	0
	令和5年1月1日	480	160	90	0
	平成31年1月1日	460	130	90	0
山形 福島 茨城 栃木 群馬	平成7年4月1日	300	120	80	0
	平成30年4月1日	450	150	90	0
	平成10年3月1日	350	130	70	0
	令和5年2月15日	460	200	100	0
	令和5年8月1日	450	200	100	0
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟	令和4年10月1日	480	180	70	0
	令和4年9月15日	480	170	70	0
	令和4年7月15日	500	200	100	0
	令和4年9月1日	500	200	100	0
	令和5年1月1日	480	150	70	0
富山 石川 福井 山梨 長野	令和5年3月8日	470	150	70	0
	令和5年4月1日	490	130	50	0
	令和2年4月1日	450	160	70	0
	令和元年12月1日	430	170	70	0
	令和5年4月1日	440	150	70	0
岐阜 静岡県 愛知県 三重 滋賀	令和5年4月1日	500	180	100	0
	令和5年10月1日	490	200	100	0
	令和5年4月1日	500	180	100	0
	令和5年4月1日	470	150	70	0
	令和5年5月1日	490	150	100	0
京都 大阪 兵庫県 奈良 和歌山	令和4年10月1日	490	150	60	0
	令和5年8月28日	520	200	100	0
	令和5年2月1日	490	180	80	0
	令和5年10月1日	480	200	100	0
	令和元年10月1日	440	150	80	0
鳥取 島根 岡山 広島 山口	令和3年4月1日	450	150	80	0
	令和5年5月1日	430	160	90	0
	令和4年12月1日	450	200	100	0
	令和4年11月1日	480	200	100	0
	令和4年5月1日	450	160	80	0
香川県 愛媛 徳島 高知 福岡	令和5年10月1日	450	150	60	0
	令和5年4月1日	450	150	60	0
	令和5年1月1日	450	150	70	0
	令和5年10月1日	450	150	60	0
	令和5年4月1日	480	200	100	0
長崎 佐賀 大分 熊本 宮崎	令和5年4月1日	400	150	80	0
	平成8年2月15日	280	130	80	50
	令和4年12月27日	430	160	80	0
	令和4年11月1日	450	150	80	0
	平成20年2月1日	350	130	60	0
鹿児島 沖縄	令和元年10月1日	420	150	80	0
	平成18年2月11日	370	170	100	0

(注) 大人(だいにん)……………12歳以上の者, 中人(ちゅうにん)……6歳以上, 12歳未満の者,
小人(しょうにん)……………6歳未満の者, 洗髪(洗髪料)……………12歳以上の者に限る

第4 理 容 所

理容師免許交付・処分件数、理容所施設数・従業理容師数・使用確認件数・閉鎖命令件数(年次別)

年次	区分	理容師 (年中)			理 容 所			
		新規免許 件数	処 分 件 数		施 設 数 (年末現在)	従業理容師数 (年末現在)	使用確認件数 (年中)	閉鎖命令件数 (年中)
			免許取消	業務停止				
昭和50		4,429	-	21	140,541	266,531	7,744	20
55		3,554	-	1	144,157	248,256	8,442	-
60		4,935	-	-	144,939	249,934	6,470	-
平成元年		5,536	-	-	144,522	251,298	6,184	-
2		5,103	-	2	144,214	252,241	5,458	-
3		5,067	-	-	143,524	250,892	5,135	-
4		4,727	-	-	143,045	251,522	5,456	-
5		4,467	-	-	142,619	250,858	5,688	4
6		4,122	-	-	142,715	252,705	5,837	4
7		4,392	-	-	142,544	252,187	6,152	6
8		4,456	1	-	142,718	252,330	5,595	-
9年度		5,183	-	-	142,809	252,081	4,459	2
10年度		4,711	-	-	142,786	251,859	4,723	-
11年度		6,092	-	-	141,321	250,987	5,170	-
12年度		4,347	-	-	140,911	250,716	4,503	-
13年度		3,812	-	-	140,599	250,764	4,267	-
14年度		3,388	-	-	140,374	252,124	4,161	-
15年度		3,287	-	-	140,130	251,981	4,496	-
16年度		2,948	-	-	139,548	250,767	4,086	-
17年度		2,755	-	-	138,855	250,407	3,910	-
18年度		2,590	-	-	137,292	248,494	3,790	-
19年度		2,508	-	-	136,768	246,861	3,535	-
20年度		1,991	-	-	135,615	244,667	3,353	-
21年度		1,844	...	...	134,552	243,644	3,041	-
22年度*		1,460	...	...	130,755	237,602	2,658	-
23年度		1,494	...	...	131,687	240,017	2,807	-
24年度		1,500	...	...	130,210	238,086	2,712	-
25年度		1,478	...	...	128,127	234,044	2,845	-
26年度		1,486	...	...	126,546	231,053	2,779	-
27年度		1,611	...	...	124,584	227,429	2,495	-
28年度		1,441	...	...	122,539	223,606	2,428	-
29年度		1,463	...	...	120,965	221,097	2,287	-
30年度		1,246	...	...	119,053	218,030	2,060	-
令和元年度		1,394	...	...	117,266	214,279	2,124	-
2年度		1,511	...	...	115,456	210,849	2,218	-
3年度		1,415	...	...	114,403	206,747	1,970	-

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

3 理容師の免許件数・処分件数については，平成10年度以降は理容師美容師試験研修センター調べ。処分件数については平成21年度より把握していない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1 理容師数

令和4年3月末日現在の従業理容師数は、206,747人で前年より4,102人減少している。

また、令和3年度中に新たに理容師免許を取得した者は1,415人であり、前年度より減少している。

2 理容所数

令和4年3月末日現在の理容所数は、114,403施設で前年度比0.9%の減少となっている。昭和61年をピークに減少傾向が続き、平成8・9年度と若干増加したものの、平成10年度以降再び減少している。

3 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成27年に751施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 理容所は個人経営の施設が多く、93.1%となっている。また、店舗があるのは主に住宅地区と商業地区で、79.8%となっている。
- ② 経営者の年齢をみると、60歳代が31.1%と最も多く、次いで70歳以上が27.4%と、60歳以上の経営者が約6割を占めている。
- ③ 営業年数は50年以上が26.3%で最も多く、次いで40～49年が23.7%、30～39年が19.1%となっている。
- ④ 1施設当たりの1日の平均客数は、平日が5.8人、休日が8.6人と休日の方が多くなっている。
- ⑤ 客1人当たり平均利用料金は3,545円で、提供サービスの平均単価は、総合調髪が3,512円、カットが2,568円、シェービングが1,952円などとなっている。
- ⑥ 経営上の問題点としては、「客数の減少」が84.0%、次いで「店舗・設備の老朽化」が32.7%、「水道・光熱費の上昇」が29.3%となっている(複数回答)。
- ⑦ 経営者が今後の方針として考えているのは、「接客サービスの充実」が43.1%、「価格の見直し」が22.6%、「廃業」が18.4%となっている(複数回答)。

4 経営の動向等

- ① 理容所数は昭和50年から平成12年度まで14万～14万5千施設を維持していたが、平成10年度には減少し始め、平成16年度に14万施設を下回って以降は減少率も大きい。個人経営がほとんどの理容業において経営者の高齢化が進む中、免許取得者数も減少しており、後継者問題も深刻な状況にある。

「生活衛生関係営業経営実態調査」で多くの経営者が問題点としてあげている「客数・客単価の減少」や「競合店の進出」という回答からも、若者のヘアスタイルの多様化による理容店離れや新たな低価格チェーン店の出現等で、厳しい経営環境が続いていることがわかる。

このような状況で、同調査で今後の経営方針を「特になし」、「廃業」と回答する経営者も多い。

- ② 一方、優れたカット技術を生かして、若者を対象とした「就活ヘア」やクールビスに合わせたヘアスタイルを提案したり、顔そりの技術で女性向けメニューとしてウェディング・シェービングを取り入れたり、カウンセリング～洗髪～毛髪・頭皮トリートメントの頭皮ケア・コースを導入するなど、理容室ならではのメニューをアピールすることで集客している店もある。
- ③ 理容業は固定客が非常に多い業界である。その高い固定客比率を維持しつつ、個人経営である利点を生かし、立地条件や周辺住民の顧客層に合わせたメニュー等で同業他店との差別化を図るなど、新たな顧客を呼び込む戦略を工夫することが重要である。

第5 美容所

美容師免許交付・処分件数、美容所施設数・従業美容師数・使用確認件数・閉鎖命令件数(年次別)

年次	区分	美容師（年中）		美 容 所				
		新規免許 件数	処 分	件 数	施 設 数 (年末現在)	従業美容師数 (年末現在)	使用確認件数 (年中)	閉鎖命令件数 (年中)
			免許取消	業務停止				
昭和50年		12, 947	－	42	131, 444	243, 281	11, 292	4
55		18, 541	－	－	156, 635	258, 124	14, 308	－
60		17, 020	－	－	175, 433	296, 265	12, 595	－
平成元年度		17, 077	－	－	185, 452	314, 175	10, 537	－
2		15, 305	－	－	186, 506	316, 406	9, 508	6
3		14, 923	－	－	187, 277	314, 704	8, 584	1
4		13, 405	－	－	188, 582	317, 526	8, 863	－
5		12, 737	－	－	189, 975	320, 996	9, 341	3
6		12, 861	－	－	192, 111	324, 566	9, 719	－
7		13, 026	－	－	193, 918	327, 596	10, 179	4
8		13, 652	－	－	196, 512	329, 995	10, 221	－
9年度		17, 051	－	－	198, 889	333, 153	9, 007	1
10年度		16, 451	－	－	201, 379	334, 932	10, 045	－
11年度		27, 894	－	－	200, 682	345, 115	11, 382	－
12年度		24, 320	－	－	202, 434	355, 081	10, 348	－
13年度		27, 612	－	－	205, 204	368, 057	10, 229	－
14年度		27, 177	－	－	208, 311	383, 214	10, 563	－
15年度		27, 248	－	－	210, 795	394, 478	10, 762	－
16年度		29, 304	－	－	213, 313	404, 674	10, 427	－
17年度		29, 452	－	－	215, 719	416, 707	10, 589	－
18年度		26, 893	－	－	217, 769	431, 685	10, 116	－
19年度		26, 533	－	－	219, 573	435, 275	10, 013	－
20年度		23, 795	－	－	221, 394	443, 944	9, 748	－
21年度		22, 531	…	…	223, 645	453, 371	9, 779	－
22年度*		18, 468	…	…	223, 277	456, 872	10, 324	－
23年度		17, 855	…	…	228, 429	471, 161	10, 711	－
24年度		17, 623	…	…	231, 134	479, 509	11, 073	－
25年度		18, 173	…	…	234, 089	487, 636	12, 193	－
26年度		18, 428	…	…	237, 525	496, 697	12, 574	－
27年度		19, 005	…	…	240, 299	504, 698	12, 643	－
28年度		18, 645	…	…	243, 360	509, 279	13, 075	1
29年度		19, 402	…	…	247, 578	523, 543	13, 474	－
30年度		17, 872	…	…	251, 140	533, 814	13, 066	－
令和元年度		18, 361	…	…	254, 422	542, 089	13, 497	4
2年度		17, 181	…	…	257, 890	549, 935	14, 436	－
3年度		17, 936	…	…	264, 223	561, 475	14, 778	－

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

3 美容師の免許件数・処分件数については，平成10年度以降は理容師美容師試験研修センター調べ。処分件数については平成21年度より把握していない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

1 美容師数

令和4年3月末日現在の従業美容師数は、561,475人で前年より11,540人増加している。また、令和3年度中に新たに美容師免許を取得した者は17,936人であり、前年度より増加している。

2 美容所数

令和4年3月末日現在の美容所数は、264,223施設で前年比2.5%の増加となっている。

3 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成27年に284施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 美容所は個人経営の施設が多く、88.7%となっている。また、店舗があるのは主に住宅地区と商業地区で、85.9%となっている。
- ② 経営者の年齢をみると、60歳代が32.4%と最も多く、次いで50歳代が26.1%、40歳代が15.1%となっている。
- ③ 営業年数は10～19年が23.6%で最も多く、次いで20～29年が20.8%、30～39年が18.0%となっている。
- ④ 1施設当たりの1日の平均客数は、平日が5.5人、休日が7.3人と休日の方が多くなっている。
- ⑤ 客1人当たり平均料金は5,681円で、1施設当たり利用料金はパーマが7,046円、カットが3,154円、セットブローが2,250円などとなっている。
- ⑥ 経営上の問題点としては、「客数の減少」が79.9%、「店舗・設備の老朽化」が35.2%、「客単価の減少」が26.8%となっている（複数回答）。
- ⑦ 経営者が今後の方針として考えているのは「接客サービスの充実」が46.1%、「価格の見直し」が21.1%、「店舗・設備の改装」が19.0%となっている（複数回答）。

4 経営の動向等

- ① 美容所は、パーマメント・ウェーブ、結髪、化粧等の美容サービスを提供する事業所として、施設数は年々増加を続けており、最近10年間で35,794施設（15.7%）の増加となっている。一方「生活衛生関係営業経営実態調査」で経営者の多くが経営上の問題点を「客数の減少」と答えるなど、厳しい生存競争が行われていることがわかる。
- ② 一方、近年の高齢化の進展等により、疾病や身体の障害等の理由により美容所に来ることが出来ない人のために、介護老人施設など美容所以外の場所に美容師が出向いて行う出張美容に対する社会的ニーズが高まっている。
- ③ 専門サービスの提供者としては、外面上の美容技術だけではなく、精神的な満足感を利用者に提供していかねばならない。様々な利用客に対してどの様な「心の満足」を与えられるのかは、直接顧客に接している美容師一人ひとりの個性にかかっているが、経営の方針としてどの様なアピールが出来るかも大切な課題である。

また、提供メニューの多様化に伴い、さらなる技術の向上、薬品等の安全性や衛生上の危険防止などが重要となっており、利用者に対して安全で良質なサービスを提供することが大切である。

第6 クリーニング

クリーニング師免許交付・取消件数、クリーニング所施設数・従業クリーニング師数、
使用確認件数・処分件数（年次別）

区分 年次	クリーニング師 (年中)		クリーニング所						
	免許件数	免許取消 件数	施設数 (年末)	指定洗濯 物を取扱 う施設数 (再掲)	取次所数 (再掲)	従業クリ ーニング 師数 (年末現在)	使用確認 件数 (年中)	処分件数(年中)	
昭和45年	2,370	-	79,183	1,661	23,595	79,969	7,809	4	1
50	1,858	-	96,984	2,909	38,304	92,894	9,284	48	3
55	1,228	-	116,968	1,611	58,811	78,321	11,120	-	-
60	1,077	-	139,342	1,599	83,284	75,555	11,096	-	-
63	1,338	-	155,499	1,865	100,078	76,157	11,518	3	-
平成元年	1,563	1	155,786	1,897	101,806	73,678	11,494	2	-
2	1,555	-	154,862	1,856	101,385	73,220	9,964	-	-
3	1,683	-	154,020	1,806	101,705	72,241	8,420	-	-
4	1,543	1	153,810	1,659	102,141	71,565	8,748	6	-
5	1,658	-	156,068	1,608	104,839	71,749	10,592	1	-
6	1,684	-	159,816	1,779	109,117	71,155	11,362	3	-
7	1,603	1	161,861	1,727	111,907	70,202	11,218	2	7
8	1,563	1	163,554	1,795	113,991	70,500	10,271	-	-
9年度	1,365	1	164,225	1,997	115,010	69,742	7,378	-	-
10年度	1,291	1	163,999	1,784	115,896	69,964	7,949	-	-
11年度	1,155	2	163,027	1,848	115,703	67,708	6,938	-	-
12年度	1,152	1	162,347	1,978	115,752	66,880	6,650	1	-
13年度	957	-	159,801	2,077	113,953	66,871	5,371	-	-
14年度	980	-	157,112	2,198	112,607	65,292	6,256	-	-
15年度	1,059	-	155,109	2,175	111,068	65,796	5,426	-	-
16年度	1,138	-	150,753	2,233	108,089	63,750	5,032	1	-
17年度	1,008	2	147,132	2,360	105,134	61,682	4,445	-	-
18年度	1,002	-	143,699	3,599	103,061	61,545	4,036	-	-
19年度	1,031	-	140,823	2,596	101,191	59,856	3,811	-	-
20年度	882	3	136,751	2,954	98,586	57,707	3,884	-	-
21年度	1,028	1	133,198	3,200	95,805	56,547	3,494	2	-
22年度*	1,122	-	126,155	3,390	90,825	54,845	3,349	-	-
23年度	1,034	4	122,153	3,548	87,386	53,871	2,978	-	-
24年度	955	1	116,380	3,322	83,274	51,112	2,785	-	-
25年度	1,069	2	111,778	3,292	79,773	49,662	2,685	-	-
26年度	990	-	106,712	3,407	76,341	47,230	2,736	-	-
27年度	1,097	3	102,311	3,448	72,888	45,593	2,872	-	-
28年度	1,049	1	97,776	3,511	69,929	43,560	2,348	-	-
29年度	1,139	8	94,102	3,495	67,110	42,762	1,888	-	-
30年度	1,040	-	89,979	3,499	64,266	41,004	1,971	-	-
令和元年度	1,038	3	86,043	3,453	61,316	39,669	1,926	-	-
2年度	887	1	81,541	3,435	58,138	37,862	1,731	-	-
3年度	908	1	77,999	3,467	55,419	36,834	1,411	-	-

注：1 平成8年までは各年12月末現在、平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

区分 年次	無店舗取次店					
	営 業 者 数	指 定 洗 濯 物 取 扱 営 業 者 数	従 事 ク リ ー ニ ン グ 師 数	処 分 件 数 (年 中)		
				措 命	置 令	停 止 命 令
昭和45年	…	…	…	…	…	…
50	…	…	…	…	…	…
55	…	…	…	…	…	…
60	…	…	…	…	…	…
63	…	…	…	…	…	…
平成元年	…	…	…	…	…	…
2	…	…	…	…	…	…
3	…	…	…	…	…	…
4	…	…	…	…	…	…
5	…	…	…	…	…	…
6	…	…	…	…	…	…
7	…	…	…	…	…	…
8	…	…	…	…	…	…
9年度	…	…	…	…	…	…
10年度	…	…	…	…	…	…
11年度	…	…	…	…	…	…
12年度	…	…	…	…	…	…
13年度	…	…	…	…	…	…
14年度	…	…	…	…	…	…
15年度	…	…	…	…	…	…
16年度	…	…	…	…	…	…
17年度	263	6	38	…	…	…
18年度	290	7	34	—	—	—
19年度	367	22	37	—	—	—
20年度	346	24	35	—	—	—
21年度	386	26	50	—	—	—
22年度*	770	277	71	—	—	—
23年度	1,692	840	70	—	—	—
24年度	1,808	864	78	—	—	—
25年度	1,789	904	75	—	—	—
26年度	1,801	909	84	—	—	—
27年度	1,869	890	91	—	—	—
28年度	1,933	916	94	—	—	—
29年度	1,939	943	81	—	—	—
30年度	1,963	963	98	—	—	—
令和元年度	2,062	1,044	96	—	—	—
2年度	2,159	1,116	120	—	—	—
3年度	2,163	1,099	106	—	—	—

1 施設数

令和4年3月末日現在の営業許可施設数は、77,999施設で前年より3,542施設減少している。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成27年に一般クリーニング所279施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 一般クリーニング所は個人経営の施設が多く、87.8%となっている。従業者4人以下の施設は%を占めている。
- ② 店舗や営業の形態をみると、一般クリーニング所は78.9%が単独店で、取次所の11.2%が兼業をしている。兼業している取次所のうち「コンビニエンスストア以外の物品販売業と兼業している」が30.3%となっている。
- ③ 営業時間では一般クリーニング所の76.3%が1日10時間以上となっている。1施設当たりの営業時間を前回調査(平成22年)の結果と比べると、0.5時間、営業時間が短くなっている。
- ④ 1施設当たり売上高は、13,429.4万円、売上総利益は、5,987.4万円、営業利益は、177.0万円となっている。
- ⑤ クリーニングトラブルの有無については、一般クリーニング所の15.1%が「あり」となっている。内容は「変退色」、「破損」、「紛失」、「伸縮」、「風合変化」、が多く、トラブルの解決方法として、一般クリーニング所では「クリーニング賠償基準による」が26.4%となっている。
- ⑥ 一般クリーニング所の経営上の問題点としては、「客数の減少」、「原材料費の上昇」、「燃料費の上昇」を多くあげている。
- ⑦ 一般クリーニング所の経営者が今後の方針として考えているのは、「廃業」、「接客サービスの充実」、「価格の見直し」となっている。

3 経営の動向等

- ① クリーニング市場は大きく分けて、旅館・ホテル等のリネン類や事業所のユニフォーム類などの産業用クリーニングの「リネンサプライ」と、一般家庭の衣類等を扱う「家庭向けクリーニング」があるが、一世帯当たりの年間のクリーニング代は年々減少が続き、家庭向けクリーニングへの支出はピーク時に比べて大幅に落込んでいる。

家庭向けクリーニングの需要減少の要因は、家庭での洗濯の増加、衣類の低価格化、節約志向や衣替えの習慣の希薄化など様々であるが、大手企業の取次チェーン店の展開による競争激化、燃料・材料の高騰など、今後も市場は縮小傾向が続くとみられる。

- ② 一方、高齢者世帯、単身世帯や女性の社会進出等、需要増加の見通しはあり、クリーニング後の衣類の保管サービスや、持ち運べない大きな物、来店できない人や定期的に訪問してもらいたい人のための外交サービスや宅配サービスなど、「衣類の総合サービス業」として、客のニーズに合わせてサービスを提供することで新規顧客の開拓にもつなげることができる。

しかしながら、インターネットや宅配業者を利用し、クリーニング品や顧客と一切接することなく取次のみを行う業態が増加し、これに伴うトラブルも懸念される。

- ③ また、近年の新たな感染症等の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが重要であり、また、石油系溶剤等の残留による化学やけど防止のため十分な乾燥の徹底や、従業者の安全衛生の確保、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染等の公害の発生防止及び産業廃棄物の適正な処理のために公害防止関係法令等を十分理解し遵守するとともに、設備改善などの必要な措置を講じ、環境の保全に積極的に努めることが重要である。

4 クリーニング業と環境問題

現在、ドライクリーニングの溶剤としては、ほとんどのクリーニング所で、石油系溶剤又はテトラクロロエチレンが使用されているが、一部では特定フロンであるCFC-113や、1,1,1-トリクロロエタンが使用されている。この他代替フロンであるHFC類等が使用されているが、その割合は極めて小さい（平成28年9月1日現在の割合は石油系溶剤90.0%、テトラクロロエチレン8.2%、CFC-113 0.2%、1,1,1-トリクロロエタン0.1%、HFC類0.4%、その他0.6%）。なお、特定フロン（CFC-113及び1,1,1-トリクロロエタン）は、1996年1月以降、製造・輸入が禁止されている。

また、これらの溶剤は、健康被害及び環境汚染を引き起こす可能性もあるため、適切な管理を行わなければならない、別表に示したように環境保全等に関する多くの法律により規制がなされている。主なもの概要を以下に示す。

(1) 石油系溶剤

ア 皮膚障害の防止

最も使用頻度の高いドライクリーニング溶剤であるが、十分に乾燥せず溶剤が残留した衣類が消費者に渡った場合、その着用により接触性皮膚炎等の皮膚障害を起こすことがある。このため、石油系溶剤でドライクリーニングした場合は十分に乾燥していることを確認することが必要である。

イ 廃棄物処理法による規制

石油系溶剤を含む廃油（タールピッチ類を除く燃えやすい揮発油類、灯油類又は軽油類の廃油（引火点70℃未満）、これらの廃油を含む汚泥（廃油を5%以上含む場合）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）上の特別管理産業廃棄物に該当するため、これらを排出する施設には同法において特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規定されている。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は、環境大臣が認定する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者に与えられる。財団法人全国生活衛生営業指導センターの実施するクリーニング師の研修のうち、廃棄物の処理に関する科目を含む等の一定の要件を満たすものが、クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得する講習として認定されたため、クリーニング師は、この講習を受講すれば、クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格が与えられる（平成5年3月30日衛産第35号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）。

(2) テトラクロロエチレン

ア 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関する規制

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、第2種特定化学物質に指定され「クリ

ーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成22年7月15日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第15号）」が定められ、取扱い施設・場所、ドライクリーニング機械（排液処理装置、排気溶剤回収装置の設置を含む。）、洗濯物の処理、使用済みの溶剤を含む汚染物の取扱い等について管理の基準が示されている。

イ 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法の有害物質に指定され、公共用水域への排水基準（0.1mg/ℓ以下、公共下水道及び流域下水道への排水基準にあつては下水道法により0.1mg/ℓ以下）が設定されている。また、水質汚濁防止法により、地下浸透の禁止等の規定が適用されるため、水分離器排液の排液処理装置による適正処理、ドライクリーニング機への受け皿の敷設などの措置が必要となる。

さらに平成8年の水質汚濁防止法の改正によって、テトラクロロエチレンの地下浸透による地下水汚染で健康被害が生じ又は生じるおそれがあると認められるとき（水質汚濁防止法施行規則で定める浄化基準0.01mg/ℓ以下）は、都道府県知事はクリーニング所の設置者に対して、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができることになった。

ウ 大気汚染防止法による規制

テトラクロロエチレンの大気汚染防止については、環境省は、環境基本法で人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい指針として、大気汚染環境基準を年平均値0.2mg/m³以下と定めるとともに、大気汚染防止法で処理能力30kg/回以上のドライクリーニング機を有するクリーニング所にあつては、活性炭吸着排気除去装置を設置する等により、クリーニング所の排出口濃度を300mg/m³以下（平成9年4月1日にすでに設置しているものについては、500mg/m³以下）に抑制しなければならないと規定した。

また、テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械を有するクリーニング所であつてその処理能力の合計が30kg以上の事業所は活性炭吸着回収装置の設置を、また、30kg未満の事業所についても必要に応じその設置を行うよう、都道府県の生活衛生主管部局を通じて指導している（平成5年4月9日衛指第74号厚生省生活衛生局長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理の徹底について」）。

エ 廃棄物処理法による規制

テトラクロロエチレンを含む廃油、汚泥等（基準に適合しないものに限る。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、これらを排出する施設には特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規定されている。

(3) CFC-113

ア オゾン層保護法による規制

CFC（クロロフルオロカーボン）-113は特定フロンの一つで、成層圏のオゾン層（地球上空20～50km）を破壊する原因物質である。そのため、1987年に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（モントリオール議定書）」に基づいて、生産等の規制が開始され、1990年の第2回締約国会合において、特定フロン等の生産を2000年までに全廃することとされた。

その後、オゾン層の破壊が予想以上に進んでいるという科学的知見が得られたことから、1992年に開催された第4回締約国会合において、廃止スケジュールが前倒しされ1996年1月以降生産が全廃された。

わが国でも、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、モントリオール議定書に定められたスケジュールに沿って、1996年1月以降生産及び輸入の禁止のほか、その排出抑制及び使用合理化等の措置がとられている。

(4) 1,1,1-トリクロロエタン

ア オゾン層保護法による規制

1,1,1-トリクロロエタンについても、特定フロンであるため、CFC-113と同様に1996年までに全廃することが決定され、わが国でも同年1月以降、生産及び輸入が禁止されている。

イ 水質汚濁防止法による規制

平成6年2月水質汚濁防止法施行令等の改正により、有害物質に指定され、公共用水域への排水基準（3mg/ℓ以下、公共下水道及び流域下水道にあっては下水道法により3mg/ℓ以下）を遵守するために溶剤回収装置の設置が指導されている。また、地下浸透を防止するため、本溶剤を使用する際には、水分離器排液の排液処理装置による適正処理、ドライクリーニング機械への受け皿の敷設、などの措置を講じることが必要である。

また、水質汚濁防止法に基づく地下水の水質浄化措置命令の対象となる（水質汚濁防止法施行規則で定める浄化基準1mg/ℓ以下）。

ウ 廃棄物処理法による規制

1,1,1-トリクロロエタンを含む廃油、汚泥等（基準に適合しないものに限る。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、これらを排出する施設には特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規制されている。

(5) コインオペレーションクリーニング営業施設について

いわゆるコインランドリーで代表されるコインオペレーションクリーニング営業施設については、クリーニング業法の対象ではないが、多くの人が利用する施設であるため、衛生水準の維持を目的とした衛生措置等の要綱が定められている（昭和58年3月29日衛指第39号厚生省生活衛生局長通知「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱について」）。

また、コインオペレーションクリーニング営業施設のうち、石油系溶剤及びテトラクロロエチレン等の有機溶剤を用いて洗濯する機械を設置する施設については、衛生管理責任者、有機溶剤管理責任者の設置が必要であり（同指導要綱）、さらにテトラクロロエチレンの使用施設については、水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置の届け出、有機溶剤回収装置の設置、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（施行令第2条の4）により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の規制対象となっている（平成3年9月9日衛指第181号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレンを使用するコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導について」、平成7年2月24日衛指第41号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレン等を使用するコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導の徹底について」、平成7年12月27日衛指第281号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレン等を含む廃油等を生じるコインオペレーションクリーニング営業施設

に対する指導の徹底について」,平成9年9月29日衛指第179号厚生省生活衛生局指導課長通知「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生実態に関する調査(平成8年度)の結果及び営業施設に対する衛生措置等の指導の徹底について」)。

クリーニング業を取り巻く環境の変遷

1988年	オゾン層保護法制定
1989年	クリーニング師研修，業務従事者講習開始
	テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定
	消費税スタート（3％）
1991年	常用雇用者数30人以上の事業所数が初めて1000を超える
	コインランドリー増加
1992年	1985～2007年で1世帯当たりの年間洗濯代最高
1993年	取次所数が増加し始める
1995年	阪神淡路大震災，地下鉄サリン事件
1996年	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）
1997年	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制
	消費税5％に引き上げ
	クリーニング所総数が最高
1998年	取次所数が最高
1999年	相談件数が減少し，5位以下に
	マシーン・リングシステム発表
	クリーニング事故賠償基準改正
2000年	環衛法から名称改め生衛法改正，振興と老人福祉含まれる
2002年	コンビニでの取次
2003年	土壌汚染対策法施行
	重症急性呼吸器症候群（SARS）蔓延脅威
2004年	クリーニング業法改正（消費者の保護，無店舗取次業規制）
	形態安定加工シャツ
2005年	経営者60歳台以上の割合が5割超
2006年	国民生活センター「クリーニングサービスのトラブル防止のために」発表
	道路交通法改正による駐車違反對策強化
2007年	石油高騰
2008年	宅配クリーニング
2009年	建築基準法に関する引火性溶剤問題
	消費者庁発足
	新型インフルエンザ（A/H1N1）
2010年	経営者60歳台以上の割合が7割超
2016年	新しい洗濯表示の開始

第7 飲食店

業種別事業所数及び従業者数

	事業所数			従業者数		
	平成24年	平成28年	令和3年	平成24年	平成28年	令和3年
飲食店	610,782	590,847	499,193	4,201,947	4,120,279	3,489,163
管理、補助的経済活動を行う事業所	1,957	2,524	2,976	41,592	27,630	33,380
食堂，レストラン	55,450	50,329	42,489	508,964	431,759	345,159
専門料理店	173,945	171,166	155,998	1,454,256	1,501,336	1,309,971
日本料理店	51,682	49,481	44,372	477,080	486,240	408,665
料亭	1,732	...	...	15,859	...	...
中華料理店	22,554	52,672	47,432	150,589	375,791	344,559
ラーメン店	24,195	...	...	164,071	...	...
焼肉店	18,578	18,977	17,536	169,985	193,906	191,715
その他の専門料理店	18,116	50,036	46,658	143,538	445,399	365,032
そば・うどん店	31,869	29,137	24,982	218,162	202,629	176,144
すし店	25,536	22,557	19,122	241,342	255,323	254,523
酒場，ビヤホール	118,269	124,976	99,096	326,874	708,177	491,816
バー，キャバレー，ナイトクラブ	102,003	95,674	72,341	385,502	343,630	232,061
喫茶店	70,454	67,198	58,669	324,036	328,893	307,693
その他の飲食店	31,299	27,276	23,518	386,839	320,810	338,412
ハンバーガー店	5,386	5,506	5,470	195,481	165,991	202,425
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	17,192	15,647	12,283	71,257	65,113	53,069
他に分類されないその他の飲食店	8,721	6,123	5,765	120,101	89,706	82,918
持ち帰り・配達飲食サービス業	45,416	56,050	56,686	490,785	557,209	584,522

資料：総務省「経済センサス（平成24・28年・令和3年）」から抜粋
分類の変更に伴い、各項目と合計値が一致しない箇所がある。

1 施設数と従業者数（「衛生行政報告例」（厚生労働省）の結果より）

「衛生行政報告例」によれば、令和4年3月末日現在の営業許可施設数は1,513,520施設で、前年度比4.3%の減少となっている。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

経営実態調査では、飲食店のうち一般飲食、中華料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料理店について、抽出調査を実施しているが、平成29年はそば・うどん店（482施設）が対象施設となった。結果概要は以下のとおりである。

- ① 経営主体別にみると「個人経営」が最も多く76.1%となっている。
- ② 経営者の年齢階級別にみると、「60～69歳」が35.3%と最も多く、次いで「70歳以上」が34.4%となっている。
- ③ 従業者の規模別にみると、「5～9人」が24.5%と最も多く、次いで「2人」が24.3%となっており、4人以下の施設が半数以上を占めている。1施設当たり平均従業者数は4.9人となっており、そのうち「臨時雇用者（嘱託・パート・アルバイト）」が2.3人と最も多くなっている。
- ④ 客1人当たりの平均食事単価は、956.7円となっている。
- ⑤ 経営上の問題点については、「原材料費の上昇」が78.4%と最も高くなっており、次いで「客数の減少」と「施設・設備の老朽化」がそれぞれ57.9%、54.7%と多くなっている。
- ⑥ 経営者が今後の方針として考えていることは、「食事メニューの工夫」が39.0%、「価格の見直し」が26.8%で高くなっている。

3 経営の動向等

- ① 飲食業に関係したニュースが多く、平成13年9月のBSE（牛海綿状脳症）から始まって、食品安全について考えさせられるような事件が続いている。今まで、生産者や小売店、飲食店を無条件で信じて消費活動を行っていた消費者が立ち止まり、自分たちの口に入るものがどこで作られ、どのように運ばれて、何にどう加工されているかを気にしはじめ、「食品安全基本法」、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」いわゆる牛肉トレーサビリティ法などが制定され、食品の安全確保に向けたさまざまな取り組みが行われている。

さらに、平成30年の食品衛生法の改正により、原則として、製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理が求められるようになった。なお、小規模事業者や飲食店営業等の一定の業種等については、食品等事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考に衛生管理を実施するという弾力的な取扱いを可能としている。

福祉、環境関係については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」により、飲食店から出る食品廃棄物等については減量化と食品循環資源の再利用が義務づけられ、ごみの減量化、再利用等が求められる。

- ② 消費者は年齢、性別、家族構成を問わず外食を楽しむようになり、外食に求めるものも多様化してきており、「低価格であること」、「メニューが豊富であること」、「地元の農産物、肉、魚介類など、新鮮な食材を使用していること」、「有機野菜・低農薬野菜など、安全・安心な食材を使用していること」などで高くなっている。
- ③ サービス面では、従業員の接客態度の向上、店舗及びスタッフの衛生面の向上、利用時間に関することなどが求められている。
- ④ また、飲食店における受動喫煙防止対策として、厚生労働省の「生活衛生関係営業対策事業費補助金（受動喫煙防止対策事業）」を活用した喫煙専用室の設置等の取り組みを進めている。

第8 食肉販売

食肉販売業の卸売・小売業、営業年数、立地条件、従業者の規模、地域ブロック別施設数の割合（平成27年）

		食肉販売業				食鳥肉販売業			
		総数	経営主体			総数	経営主体		
			個人経営	株式会社	有限会社		個人経営	株式会社	有限会社
総数		100.0	49.1	22.7	25.7	100.0	58.6	22.5	14.4
卸・小売	卸売業のみ	100.0	31.6	42.1	26.3	100.0	27.3	50.0	18.2
	小売業のみ	100.0	55.2	22.7	18.6	100.0	78.9	13.2	5.3
	卸売業と小売業の両方	100.0	46.2	21.2	30.5	100.0	56.9	17.6	19.6
	不詳	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-
営業年数	10年未満	100.0	56.3	34.4	3.1	100.0	60.0	40.0	-
	10～19年	100.0	23.5	47.1	17.6	100.0	66.7	-	33.3
	20～29年	100.0	37.0	30.4	32.6	100.0	60.0	-	20.0
	30～39年	100.0	57.1	18.6	22.9	100.0	76.9	15.4	3.8
	40～49年	100.0	61.5	12.5	26.0	100.0	57.1	21.4	17.9
	50～59年	100.0	50.0	21.9	28.1	100.0	50.0	27.8	22.2
	60年以上	100.0	41.7	19.0	34.5	100.0	45.5	31.8	13.6
	不詳	100.0	50.0	50.0	-	100.0	-	100.0	-
立地条件	商業地区	100.0	46.7	19.5	29.7	100.0	52.5	27.5	15.0
	住宅地区	100.0	54.0	22.4	23.0	100.0	73.1	13.5	9.6
	工場・オフィス街	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-
	複合施設	100.0	40.5	29.7	24.3	100.0	41.7	16.7	41.7
	その他	100.0	55.6	27.8	16.7	100.0	20.0	60.0	-
	不詳	-	-	-	-	100.0	-	100.0	-
従業者の規模	1人	100.0	93.3	-	3.3	100.0	87.5	-	12.5
	2人	100.0	73.6	7.5	17.9	100.0	88.5	3.8	7.7
	3人	100.0	63.0	2.7	30.1	100.0	90.9	-	9.1
	4人	100.0	48.6	10.8	35.1	100.0	43.8	12.5	25.0
	5～9人	100.0	29.6	36.7	30.6	100.0	60.9	26.1	8.7
	10～19人	100.0	11.4	56.8	29.5	100.0	23.1	46.2	30.8
	20人以上	100.0	-	68.0	32.0	100.0	-	88.9	-
	不詳	100.0	40.0	33.3	26.7	100.0	20.0	4.0	40.0
地域ブロック	北海道・東北	100.0	45.5	12.7	36.4	100.0	75.0	8.3	16.7
	関東・甲信越	100.0	45.6	26.5	27.2	100.0	50.0	16.7	23.3
	東海・北陸	100.0	45.0	26.7	25.0	100.0	80.0	-	20.0
	近畿	100.0	67.2	20.3	12.5	100.0	62.5	33.3	4.2
	中国・四国	100.0	46.2	15.4	30.8	100.0	27.3	36.4	27.3
	九州	100.0	47.6	25.4	23.8	100.0	65.5	24.1	6.9

注：総数には経営主体不詳を含む。

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局「生活衛生関係営業経営実態調査」

1 施設数

「衛生行政報告例」によれば、令和4年3月末日現在の営業許可施設数は124,162施設で、前年度比18.1%の減少となっている。（施設数の年次推移については、1頁を参照のこと。）

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成26年に539施設(食肉販売店428, 食鳥肉販売店111)を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 経営主体をみると、いずれも個人経営の施設が多く、食肉販売店では49.1%, 食鳥肉販売店では58.6%である。

② 卸売・小売業別に全体の施設数の構成割合をみると、食肉販売業では、「卸売業と小売業の両方」が55.1%と最も高くなっている。

また、経営主体別にみると、「小売業のみ」では、「個人経営」が45.2%と最も高く、「卸売業のみ」では、「株式会社」が8.2%と最も高くなっている。

次に、食鳥肉販売業では、「小売業のみ」が45.9%と最も高くなっている。

また、経営主体別にみると、「小売業のみ」では、「個人経営」が78.9%と最も高く、「卸売業のみ」では、「株式会社」が50.0%と最も高くなっている。

③ 経営者の年齢階級別に食肉販売業の施設数の構成割合をみると、「60歳代」が36.2%と最も高くなっている。

次に、食鳥肉販売業の施設数の構成割合をみると、「60歳代」が38.7%と最も高くなっている。

④ 今後の経営方針別に全体の施設数の割合をみると、食肉販売業では「接客サービスの充実」が36.4%と最も高く、次いで、「価格の見直し」が35.3%, 「専門店化・高級店化」が15.9%となっている。

また、卸売・小売業別にみると、「卸売業のみ」では「価格の見直し」が31.6%と最も高く、「小売業のみ」、「卸売業と小売業の両方」では、ともに「価格の見直し」が30.8%, 39.0%と最も高くなっている。

次に、食鳥肉販売業の施設数の割合をみると、「価格の見直し」が32.4%と最も高く、次いで、「接客サービスの充実」が25.2%, 「施設・設備の改装、更新」が14.4%となっている。

また、卸売・小売業別にみると、「小売業のみ」では「接客サービスの充実」が34.2%と最も高く、「卸売業のみ」、「卸売業と小売業の両方」では、ともに「価格の見直し」が27.3%, 39.2%と最も高くなっている。

3 経営の動向等

① 消費者による食肉の消費量がほぼ成熟点に達している状態と大型店の進出により、食肉販売業における競争は激しくなっている。

② 一方、消費者の関心は価格や利便性はもちろん、食肉そのものの安全性、店内の衛生状態にまで及んでいる。

③ したがって、食肉販売店は商品・人・店全体の「環境・安全対策」、営業時間の延長等「営業政策」、消費者が納得する「価格政策」、商品の値打ちをアピールするための「商品化政策」といった複数の対応策を見直し、店単位にこだわらない地域・団体・業界単位での取り組みを考える時期にきている。

④ 平成30年の食品衛生法の改正により、原則として、製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理が求められるようになった。なお、食肉販売業者を含む小規模事業者や一定の業種等については、食品等事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考に衛生管理を実施するという弾力的な取扱いを可能としている。

第9 氷雪販売

氷雪販売業の施設数（年次別）

年 次	施設数	年 次	施設数
昭和50年	6,473	16	2,838
55	6,086	17	2,762
60	5,568	18	2,622
平成元年	4,798	19	2,507
2	4,602	20	2,384
3	4,388	21	2,274
4	4,224	22 *	2,135
5	4,078	23	2,089
6	3,953	24	2,017
7	3,830	25	2,017
8	3,713	26	1,810
9年度	3,566	27	1,722
10	3,471	28	1,624
11	3,414	29	1,581
12	3,360	30	1,516
13	3,223	令和元年	1,462
14	3,074	2	1,353
平成15年度	2,962	3	1,506

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。
2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。
資料：厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室「衛生行政報告例」

兼業・専業別にみた施設数（平成29年）

（単位：％）

施設数	100.0
専業	46.6
兼業	52.7
事業の内容（重複回答）	
総数	100.0
燃料業	33.3
食品販売業	24.4
飲食業	7.7
運送業	2.6
その他	51.3
不詳	1.3

資料：「生活衛生関係営業経営実態調査」

経営上の問題点別にみた施設数（平成29年）

（単位：％）

施設数		100.0
（複 数 回 答）	客数・注文の減少	66.2
	施設・設備の老朽化	35.8
	光熱費の上昇	19.6
	後継者難	14.9
	人件費の上昇	13.5
	燃料費の上昇	13.5
	人手不足・求人難	12.8
	材料費の上昇	12.8
	客単価の減少	12.2
	他経費の上昇	12.2
	水道費の上昇	8.1
	立地条件の悪化	3.4
	資金調達難	3.4
	その他	3.4
	不詳	2.0

1 施設数

令和4年3月末日現在の営業許可施設数は1,506施設で前年度比11.3%の増加となった。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成29年に148施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 経営主体をみると、「個人経営」が57.8%と最も多く、次いで「株式会社(有限会社を含む)」が39.8%となっている。
- ② 経営者の年齢は「60～69歳」が35.1%で最も高く、「後継者がいる」と回答している事業者は、41.9%となっている。
- ③ 専業・兼業の別では、兼業が52.7%と多く、その事業内容別にみると「燃料業」との兼業が33.3%と最も多く、次いで「食品販売業」の24.4%、「飲食業」の7.7%となっている。
- ④ 従業者の規模は「2人」が24.3%と最も多く、従業者が10人未満の施設が約8割を占めている。
1施設当たり平均従業者数は5.0人でこのうち臨時雇用者は0.8人となっている。
- ⑤ 土地面積は「500㎡以上」が20.9%と最も多く、延べ床面積も「500㎡以上」15.5%と最も多くなっている。氷室面積は「0～19㎡未満」が37.8%と最も多く、次いで「40～59㎡」が8.1%となっている。
- ⑥ 当期純利益の動向の主な原因は「客数・注文の減少」が48.6%と約5割を占めている。
- ⑦ 経営上の問題点は、「客数・注文の減少」が66.2%と最も多く、次いで「施設・設備の老朽化」が35.8%、「光熱費の上昇」が19.6%となっている。
- ⑧ 経営者が今後の方針として考えているのは、「営業時間の変更」が23.0%と最も多く、次いで「特になし」が22.3%、「廃業」が20.3%となっている。

3 経営の動向等

- ① 営業施設数は、一般家庭への電気冷蔵庫の普及や飲食店営業施設等への業務用自動製氷機の導入により、昭和45年は7,938施設であったが、以降減少傾向が続き平成17年度では、半分以下の2,762施設となり、更に平成29年度では1,581施設と引き続き減少傾向が続いている。
- ② 経営形態は兼業が6割以上であるが、客数(注文)の減少に加えて、光熱費・燃料費の上昇や施設・整備の老朽化等により冰雪販売業を取り巻く現状は厳しいものになっている。
- ③ 新しい需要の開拓がますます必要になる中、「氷屋純氷」ブランドの確立・普及が進められている。また、近年のかき氷ブームにより、夏場のかき氷用氷の需要が増加している。

